

実験会計学が繋ぐコーポレート・ガバナンスの理論と実務： マクロ会計政策の実験比較制度分析に向けて

田 口 聡 志

- I 根源的な問題意識
- II 内部統制監査制度の実験比較制度分析
- III 会計倫理の実験比較制度分析
- IV 研究と実務との間の「距離感」と実験研究
- V むすびにかえて

I 根源的な問題意識

本稿は、コーポレート・ガバナンス¹の理論と実務を繋ぐために実験会計研究がひとつ重要な鍵となることを、具体的な研究例を挙げながら明らかにすることを目的とするものである。なお本稿は、我々が取り組んできた一連の企業会計の実験比較制度分析^{2,3}の新たな発展的ステージの端緒となるものであり、その意味で、今後予定している新しい研究の展望論文として位置付けられるものである。

現在、企業のガバナンス・システムに関する議論が注目を集めている。特に、度重なる大型会計不正の問題を背景として、会計不正は何故発生するのか、どうしたら防止できるか、どのような制度設計が望ましいかといった問題が議論されており、これらはコーポレート・ガバナンスの問題を考える上でも重要なイシューとなっている。実務的にも、内部統制監査制度や企業倫理の問題に多くの注目が集まっているといえる。

そこで本稿は、コーポレート・ガバナンスの中でも、会計不正と関係する論点に焦点^{4,5}を絞り、以下議論を進めていく。ここで我々の問題意識は、以下の2つである。第1

- 1 本稿では、(以下の議論に自由度をもたせるために)「コーポレート・ガバナンス」という用語を取って厳密に定義せずに議論を進めていくが、「コーポレート・ガバナンス」の「コーポレート」を取り去った「ガバナンス」の定義としては、(暫定的にはあるが)たとえば河野編(2005)の定義が参考になると考えている。すなわち、「ガバナンス」とは、「stakeholderの利益のためのagentの規律付け」をいう(p.13)。なお、この定義が参考になると考えているのは、本稿の研究のベースが主にゲーム理論(比較制度分析)にあり、かつ河野編(2005)の定義はゲーム理論的分析と親和性が高いと考えられるからである。
- 2 具体的には、たとえば田口(2009, 2011, 2012, 2013 b, 2014)やTaguchi et al.(2013)などを参照。
- 3 比較制度分析については、Aoki(2001, 2010)、青木・奥野編(1996)、中林・石黒編(2010)等を参照。また、比較制度分析に関する比較的新しい啓蒙書としては、たとえば青木(2014)などがある。
- 4 武井(2013)によれば、コーポレート・ガバナンスは、プラスの側面とマイナス防止の側面を有し、

は、研究と実務との間の微妙な「距離感」を埋める必要性である。すなわち、筆者の見るところ、コーポレート・ガバナンスを巡る研究と実務の間には、微妙な距離感があるように思われる。この内容は後述するが、このような「距離感」がなぜ生じるのか、また、「距離感」を解消するには（「距離」を埋めるには）一体どうしたらよいかを考えることは極めて重要であろう。

また第2は、新しい「そもそも論」構築の必要性である。すなわち、現状のコーポレート・ガバナンスを巡る議論は、実に多くの視点からなされているといえる⁶。これは、一方ではコーポレート・ガバナンスを巡る議論の可能性や広がりや物語っていると捉えることも出来るかもしれないが、しかし見方を変えれば、議論が混沌としている状態にあると言えなくもない。よって、ここでいったん議論の根源たる「そもそも論」に立ち返るとしても、これまでとは全く異なる新しいアプローチを採る必要があるように思われるのである。それはつまり、これまでの混沌とした議論を更に混沌に陥れる作業ではない。根源的な問題を新しい視点で斬り、かつ、そのことにより、これまでの混沌を打ち破るような作業である⁷。

そして上記2つの根源的な問題意識に対応するには、一体どうしたらよいだろうか。勿論これは、領域を超え多くの研究者や実務家が真剣に取り組むべき問題であり、筆者ひとりで解決しうるレベルの問題ではないし、ましてや本稿だけで決着の着く課題ではないが、しかし、結論的には筆者は、ゲーム理論と経済実験とを融合させた実験会計学研究、特にマクロ的な規制ないし政策（会計規制やガバナンス規制）を見据えた実験比較制度分析が、これらの問題に対処し得るひとつの大きな鍵になると考えている。よって、本稿では、上記の根源的な問題意識を考えるきっかけを作ることを目的として、

6、より具体的には、①適法性、②効率性、③公益性という3つの側面を有するという(p.5)。これに則して言えば、本稿は、主に①適法性に係るマイナス防止という側面に注目していると言える。なお、最新のコーポレート・ガバナンスの研究動向については、武井(2013)のほか、神田・小野・石田編(2011)、宮島編(2011)、小林・高橋編(2013)、ないし、広田(2012)などが参考になる。また、本稿の依拠する比較制度分析とコーポレート・ガバナンスとの関係に関する先行研究としては、たとえば、Aoki(2001)の他には、菊澤(2004)などが挙げられ、また、経済学的視点からコーポレート・ガバナンスを論じているものとしては、たとえば伊藤(2005)や柳川(2006)などが参考になる。この他(ゲーム理論を用いた比較制度分析ではないものの)制度間比較という意味でのコーポレート・ガバナンスの国際間比較としては、(若干古い文献になるが)たとえば深尾・森田(1997)などが挙げられる。また、①適法性といった場合の法律としては、たとえば日本であれば主に金融商品取引法や会社法が重要になるが、特に後者については、たとえば岸田(2012)が参考になる。

5 なお、本稿では取り上げないが、先の脚注で挙げたコーポレート・ガバナンスの3つの側面のうち、主に②効率性の側面に焦点を当てた先駆的文献としては、たとえば、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム・パフォーマンス研究会編(2001)やNakano and Nguyen(2012)などが挙げられる。

6 この点については、たとえば、加護野・砂川・吉村(2010)序章なども合わせて参照。

7 「そもそも論」に戻るとしても、これまでなされてきたところにただ単純に戻るのでは、この混沌からは抜け出せないと筆者は考える。何故なら、筆者の見るところ、コーポレート・ガバナンスにおける「そもそも論」自体も極めて多様な視点からなされている(あまり整理されていない状態にある)ため、議論の整理のために(これまでなされてきた)「そもそも論」に戻ることが返って議論の混乱を招くことになりかねないと思われるからである。

コーポレート・ガバナンスの具体的議論における実験会計学研究の役立ちについて、実際の研究例を挙げながら明らかにすることにしたい。

まずⅡ・Ⅲでは、具体的な研究事例として、内部統制監査制度および企業の倫理規程に関する実験研究を取り上げる。Ⅳでは、研究と実務の「距離感」について述べる。最後にⅤでは、本稿の纏めを行う。

Ⅱ 内部統制監査制度の実験比較制度分析⁸

本節では、コーポレート・ガバナンスの中でも、内部統制、特に近年の内部統制監査制度に注目した研究を取り上げることにしよう。

エンロン事件等の大型会計不正問題を背景として、米国にいわゆる SOX 法 (the Sarbanes-Oxley Act of 2002)⁹ が導入された (日本にもこの「修正版」たるいわゆる「J-SOX 法」が導入された) が、この有効性については、これまでも多くの研究によって議論されてきたところである。特に、SOX 法第 404 条に基づく監査人による内部統制監査制度の有効性については、現実データを用いた多くのアーカイバル実証分析によって測定されてきたものの、賛否両論あるというのが現状である¹⁰。特に、アーカイバル実証分析では、SOX 法導入前後の利益の質や監査の質を比較することで、その有効性を検証することが多い (いわゆる「before-after 型分析」が採られることが多い) が、もし仮に有効であるとしても、何故有効なのか、また逆に有効でないとしても何故有効でないのか、詳細な要因の発見や因果関係の抽出にまで踏み込むのが困難であるという点がこれまでのアーカイバル研究の難点であった。

これに対して、田口・福川・上枝 (2013) は、「内部統制監査制度は監査リスクを低下させるか」というリサーチクエスチョンを掲げ、ゲーム理論のモデルをもとに経済実験を行うことで、因果関係の抽出にまで踏み込むかたちで内部統制監査制度の有効性を検証することを試みている。より具体的には、Patterson and Smith (2007) が示す監査人と経営者の戦略的相互作用のゲーム理論モデルに依拠したうえで、「SOX 法がある場合」と「ない場合」とを比較する実験を行っている。社会科学における実験分析は、他の方法論と比較して、因果関係に接近したより内的妥当性の高い分析が可能となる。田口・福川・上枝 (2013) は、アーカイバル分析で見ることの出来なかった「なぜ有効な

8 本節の記述は、主に、田口・福川・上枝 (2013) に依拠している。また本稿では取り扱わないが、内部統制監査制度の心理実験については、田口 (2013c) においてサーベイがなされている。また、日本において内部統制監査制度が導入された際の現実の各アクターの「米国追随型」行動について、分析的物語アプローチ (annalistic narrative approach) を用いて検証したものとしては、田口 (2010) を参照。

9 正式には、the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002.

10 先行研究の詳細なサーベイについては、Schneider et al. (2009) 等を参照。

のか (有効でないのか)」という要因に踏み込むべく、実験の持つこのメリットを最大限活かした研究といえる。¹¹

実験結果に触れる前に、まず、Patterson and Smith (2007) のモデルのエッセンスを整理すると、以下ようになる。¹² ゲームのプレイヤーは監査人と経営者の2人であり、まず初めに nature (自然) が、経営者を事前確率 θ により正直タイプ (H) と不正直タイプ (D) とに分類する。そのもとで経営者は、内部統制の強度 $s (s \in [0,1])$ と不正量 $\alpha (\geq 0)$ という2つの変数を決定する。正直タイプの経営者は、最強度の内部統制 $s=1$ と最低の不正量 $\alpha=0$ を常に選択するのに対して、不正直タイプの経営者は、そのような制約なく s と α を決定しうる。次に監査人は、以下の2段階で意思決定を行う。まず第1ステップは、統制テスト $e (\geq 0)$ の水準であり、これを高くすればするほど (コストはかかるが)、経営者が採った内部統制の強度 s に関するシグナル h の精度は高くなる (シグナル h は、平均 s 、分散 $1/e^2$ の正規分布 (確率密度 $f(h|s, e)$ 、累積分布 $F(h|s, e)$) に従う確率変数 \tilde{h} の実現値である)。ここで、正直タイプの経営者は $s=1$ を必ず採ると仮定されているため、 h の値が1か否か (1か、それよりも小さいか) によって、経営者が正直者か否かを見抜くことが出来、かつその h の精度が高くなればなるほど、経営者が正直者かどうかの判定も正確に行うことが出来る。監査人は、シグナル h を観察した後、第2ステップとして、実証性テストの水準 $x(h)$ を決定する。 $x(h)$ を大きくすればするほど (コストはかかるが)、経営者の不正を見ぬくことが出来る。以上の設定から、まず監査人は、コストとの兼ね合いを見ながら、経営者が正直者かどうかの「ヒント」たる統制テストを上手く利用しながら、実証性テストによる監査を行っていくことになるし、他方、経営者、特に不正直タイプの経営者は、コストとの兼ね合いを見ながら、ある程度内部統制の水準 s を高めて正直者のふりをしつつ、不正を行うということになる。このインタラクションの中で特に重要なのは、内部統制の水準 s である。

以上のモデルを前提に、何も規制がない「ベンチマーク」における均衡と、¹³ 経営者にある一定水準以上の内部統制の強度 s を要求する¹⁴ (そして監査人にもある一定水準以上の統制テストの水準 e を要求する) 「内部統制監査制度あり」における均衡とを比較すると、後者のもとでは、監査リスクはむしろ増加してしまうという興味深い知見が得られている (Patterson and Smith (2007) 20–23 式)。これは、経営者の内部統制の構築度合いを示す内生変数 s の大小関係 (内部統制監査制度のもとで s は増加) により導

11 他の方法論と比較しての実験分析の意義については、田口 (2013 a) を参照。

12 モデルのより詳細については、田口・福川・上枝 (2013) 第3節のほか、Patterson and Smith (2007) の詳細な分析を行っている太田 (2013) も合わせて参照。

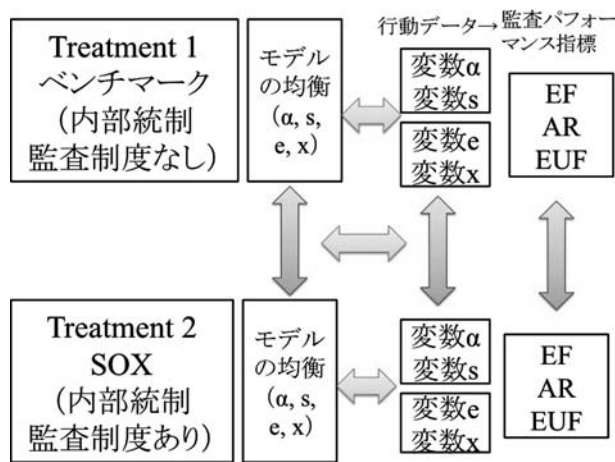
13 ここでの均衡概念は、ベイジアン・ナッシュ均衡である。

14 より厳密には、モデルの設定上は、シグナル h がある閾値を超えることが要求される (閾値を超えない場合、経営者にペナルティが課せられる)。

出される結果である。つまり、内部統制監査制度が導入されることで、特に、不正直な経営者が内部統制を必要以上に高めてしまう結果 (s 上昇)、監査人側からすると、正直な経営者と不正直な経営者との見分けがつかなくなってしまう。このため、経営者の不正を監査人が探知できない確率 (AR) がむしろ増加してしまうというのがこの結果が示唆するところである (SOX 規制の逆効果の可能性)。

そして、田口・福川・上枝 (2013) は、このようなモデルの予想 (均衡) が実際に観察されるかどうかについて、実験用ソフトウェア z-tree を用いた被験者実験により検証している。具体的には、Treatment 1「ベンチマーク」(内部統制監査制度が存在しない場合) と Treatment 2「制度あり」(内部統制監査制度が存在する場合) とを比較し、現実にもそれぞれのもとでの均衡が成立するか (理論モデルの検証手段としての実験)、それとも、モデルでは予想し得ない「意図せざる帰結」(unintended consequences) が生じるか (制度設計への事前的な役立ちとしての実験) という点を検証している。全体の実験デザインは図表 1 のようになり、実験結果を大枠で纏めると図表 2 のようになる。

図表 1 田口・福川・上枝 (2013) 実験の全体像 ¹⁵



図表 2 制度導入による効果 理論の予想と実験結果との比較 ¹⁶

	理論の予測	実験結果
不正量 α	減少	増加
内部統制水準 s	増加	微増
統制テスト e	増加	増加
実証性テスト x	減少	微減
監査リスク AR	増加	微増

15 田口・福川・上枝 (2013) 図表 6 より引用。

16 田口・福川・上枝 (2013) 図表 14・19 を一部改変。

図表2に示される実験結果とそのインプリケーションは、大きくは以下の2つに纏めることが出来る。第1は、内部統制監査制度は監査リスクを上昇させる可能性がある(少なくとも、監査リスクが減少するとは言えない可能性がある)というモデルの予想が概ね支持されたという点である。特に重要なドライビングフォースは、やはり内部統制の強度 s の動きである。すなわち、内部統制監査制度導入により、誠実な経営者も、不誠実な経営者も、総じて内部統制の強度 s を上げざるを得なくなることから、経営者のタイプを見分ける唯一の手段であったシグナル(内部統制の強度)が意味をなさなくなる結果、相手のタイプに応じた効果的・効率的な監査ができなくなってしまうというのが、この実験の示唆するところになる。つまり、これまで経営者の誠実性を図る一指標として機能してきた可能性のある内部統制を画一的に整備させる制度が、本当に社会全体にとって望ましいものであるのか検討の余地がある。なお、このように、理論の示す予想を直接検証することが出来るのが実験研究の大きな強みである。

また第2は、モデルの予想に反し、内部統制監査制度は不正量 α も増加させてしまう恐れがあるという点である。すなわち、モデルでは、制度導入により不正が減ることが予想されたにもかかわらず、実際には、不正量が増加してしまうという興味深い「意図せざる帰結」¹⁷も観察されている。

このように、実験研究の強みは、様々な制度のパフォーマンスを直接的に比較・評価することが出来る点にあり、この点、現実の制度設計に対しても大きな役立ちがあるといえる。特にアーカイバル分析と異なり、因果関係を特定化した上で制度比較が成しうるという点が、実験研究の重要な強みのひとつであるといえる。¹⁸

III 会計倫理の実験比較制度分析

次に本節では、コーポレート・ガバナンスの中でも、会計倫理の問題について考えてみよう。コーポレート・ガバナンスにおいては、経営者をどのように規律付けるかがひ

17 なお、田口・福川・上枝(2013)によれば、この理由は、経営者が、他の経営者行動や監査人の状況を織り込んでより戦略的に行動しうる条件が(「制度あり」条件で)揃っている点を示唆している。すなわち、経営者にとって、実証性テスト実施前に、監査人側に自分の情報(自分のタイプが誠実か不誠実か)が伝わる可能性がある唯一の「媒体」は、「シグナル」 h である。しかし、「制度あり」の状況では、それはむしろ意味を成さなくなる。なぜなら、規制が存在する状況では、他の経営者も総じてシグナル h を上げるための努力を行うことが予想され(他の経営者行動の予想)、その結果、監査人はどの経営者が誠実か判別できなくなる(監査人の状況の予想)からである。よって、不誠実な経営者は、内部統制 s を高め「防御」した上で(誠実な経営者のふりをした上で)、不正量 α を高める行動をとることができるのである。

18 なお、この前提となるのは、モデルの存在である。すなわち、ここでは、実験研究のうち、経済実験(ゲーム理論や経済理論のモデルがあり、そこでの均衡を検証するタイプの実験)が前提となっている点には、くれぐれも留意されたい。なお、社会科学における実験のタイプには、経済実験のほか心理実験も存在するが、これらの比較検討については、たとえば田口(2013a)を参照。

とつ重要な 이슈となるが、近年、その一手段として「倫理」の重要性が叫ばれている。たとえば、先にIIで示した米国 SOX 法においては、上場企業に「倫理規程」設置状況の開示が求められている (SOX 法第 406 条)。具体的には、定期報告書において、CFO や経理部長等に適用される倫理規程の採択の有無、かつ採択していない場合にはその理由を開示する必要がある、また、倫理規程に盛り込むべき内容も法定されている。

ここで大きな疑問として生じるのは、このような「倫理規程」に関する現行制度²⁰が、本当に経営者を規律付け、また投資家の投資を促進するののかということである。そして、このような疑問について検証するには一体どうしたらよいか (どういう手段が考えられるか) という検証手段に関する追加的な疑問も湧いてくる。たとえば、もしアーカイバル実証分析でこの謎に接近するとしたら、まず直面するのは、代理変数の問題 (経営者の倫理水準をどのように測定するか、また、経営者が規律付けられたかどうかの尺度をどうとるかの問題) やデータ採取の困難性の問題 (もし導入前後の比較をするとしたら、特に制度導入前のデータをどう採取するかという問題) であろう。また、サーベイ調査 (アンケート調査) を行うとしても、データの質の問題 (統制された環境ではない状況で回答した主観データであるため、内的妥当性に欠ける恐れ) や、やはりデータ採取の困難性の問題 (導入前のデータ採取が困難であること) に直面するだろう。とすると、アーカイバル分析やサーベイ調査により、このような制度の有効性を検証することは困難であるように思われる。では、我々は一体どうしたらよいのだろうか。

このような問題に、経済実験によりアプローチしているのが Davidson and Stevens (2013) である。Davidson and Stevens (2013) は、ゲーム理論の trust ゲーム (Berg et al. 1995) をベースにして、いくつかの「制度」を比較する実験を行っている²¹。まず、trust ゲームとは、sender (投資家) と receiver (経営者) とに分かれて行われるゲームであ

19 別の手段としては、効率的・効果的な報酬契約の決定などが挙げられる。本稿では取り上げないが、この点についての実験会計研究としては、たとえば、Kuang and Moser (2009) などがある。

20 なお、ここで決定的に重要なのは、「倫理規程」自体が強制的に義務付けられているのではなく、「倫理規程」を設置しているかどうか (および設置していない場合にはその理由) の開示が義務付けられているという点である。つまり、「倫理規程」の設置自体に関しては、オプションがある (選択の余地がある) という点が重要である。これが何故重要なのかは、後述する。

21 なお、会計倫理の問題を実証的・実験的に取り扱うものとしては、たとえば DIT (Defining Issues Test) スコアを用いる心理学ベースの研究もありうるかもしれない。これは、主に個人に注目し、その倫理水準を定量化しようというものである (このタイプの研究については、たとえば、原田 2012 などを参照)。これに対して、Davidson and Stevens (2013) は、経済モデルを前提に、主に制度に注目し、制度間のパフォーマンスを比較しようというものであり、その発想が異なる点にはくれぐれも留意されたい。

22 なお、trust ゲームを用いて監査制度生成経路の違いが信頼性や互恵性にどのように影響するかを実験的に比較検証している研究としては、たとえば、田口・上條 (2012) などがある。

23 なお、Davidson and Stevens (2013) 自体は、自らの研究が実験比較制度分析であることを特に明示しているわけではない。

り, sender の投資を元に, receiver がその投資を増やし sender にいくらか分配するというシンプルなゲームである (Berg et al. 1995)。つまり, sender はいくら投資するか, receiver は増えた額からいくらか戻すか, という意思決定をそれぞれ行うことになり, ゲーム理論の予想するサブゲーム完全均衡は, sender の投資額=0, receiver の戻す額=0となる (Berg et al. 1995)。しかしながら, 実際に, 被験者実験を行ってみると, 結果はゲーム理論の均衡から乖離することが明らかにされており (Camerer 2003), 特に一方, sender の投資額の均衡からの乖離は, 相手プレイヤーに対する信頼性の大きさを, 他方, receiver の戻し額の均衡からの乖離は, 相手プレイヤーに対する互恵性の大きさを, それぞれ表しているとされる。つまり, sender の投資額が大きければ大きいほど, また receiver の戻し額が大きければ大きいほど, それぞれ相手に対して信頼し報いているということを計測することが出来るというのが, trust ゲームの特徴である。

Davidson and Stevens (2013) は, trust ゲームのこのような特徴を用いて, 具体的には, 図表3に示される3つの条件下における各プレイヤーのパフォーマンス (信頼性, および互恵性の大きさ) を比較している。

まず Treatment 1 は, 「No code」条件であり, 通常の trust ゲームを何の制約なしに行うものである (ベンチマーク)。これは現実世界の話で言えば, 「SOX 法導入以前」を表現しているといえる。次に, Treatment 2 は「Present」条件であり, これは, receiver (経営者) に「倫理規程」をコンピュータ上で一律全員に見せてから trust ゲームを行うというものである (かつそのことを sender (投資家) 側も, receiver (経営者) 側も全て知っている)。これはつまり, 「倫理規程」が存在し, かつ, それが制度的に一律強制されているような状況である。このような設定は, 現実にはない状況であるが, 実験研究によれば, このように現実にはない仕組みまでも同じ土俵に乗せて比較検討の対象とすることが出来る。ここに実験のひとつの強みがある。最後に Treatment 3 は, 「Certified」条件であり, これは, まず treatment 2と同様に, receiver (経営者) 全員に「倫理規程」をコンピュータ上で全員に見せるのだが, その直後に「certification ステージ」として, 経営者全員に対して, 当該規程を受け入れ電子署名するかどうかの選択を行わせてから (受け入れるかどうかは経営者の任意であり, その電子署名の可否が sender に伝わる), trust ゲームを行うというものである (かつ, このような一連の流れ

図表3 Davidson and Stevens (2013) の実験デザイン全体像²⁴

Treatment 1	「No code」条件: 倫理規程なし 【SOX 法導入以前】
Treatment 2	「Present」条件: 倫理規程あり, かつ, 全員に強制
Treatment 3	「Certified」条件: 倫理規程あり, かつ, 「certification ステージ」存在 【現行制度】

24 筆者が作成。

図表 4 Davidson and Stevens (2013) の実験結果 (制度間比較)²⁵

	Treatment 2 : 「Present」条件	Treatment 3 : 「Certified」条件
Sender の投資額 (相手への信頼性)	Treatment 1 よりも減少	Treatment 1 よりも増加
Receiver の戻し額 (相手への互恵性)	Treatment 1 よりも減少	Treatment 1 よりも増加

を sender (投資家) 側も, receiver (経営者) 側も全て知っている)。これは、これは現実世界の話で言えば、「SOX 法第 406 条」を表現しているといえる。つまり、「倫理規程」の設置自体に関してオプションがある (選択の余地がある) のが現行制度の重要な特徴であるのだが、まさにそれが実験的に表現されているのである。

そして、Davidson and Stevens (2013) に示される実験結果を、特にベンチマークとの比較に注目して纏めると、図表 4 のようになる。

図表 4 に示される実験結果とそのインプリケーションは、大きくは以下の 2 つに纏めることが出来る。第 1 は、「倫理規程」+「その選択の余地」の有効性である。すなわち、Treatment 3 の「Certified」条件においては、投資家の信頼性と経営者の互恵性のいずれもがベンチマークより増大している点は注目に値する。つまり、「倫理規程」が存在し、かつその採択についてオプション (選択の余地) があること、およびその採択結果が開示されるという条件が、投資家の投資を活性化させ、経営者の互恵性も増大させたのである (後者の経営者の互恵性増大は、コーポレート・ガバナンスの文脈で言えば、「経営者の規律付けが適切になされた」と言い換えることが出来るだろう)。これは極めて興味深い点であるが、何故投資家の経営者に対する信頼性が増大し、かつ経営者の規律付けが適切になされた (経営者が投資家に対して互恵的に振る舞った) のだろうか。この点について、Davidson and Stevens (2013) は、situational cues という概念で説明している。すなわち、Davidson and Stevens (2013) によれば、社会規範 (Social norms) を活性化するためには、効果的な situational cues の存在が不可欠であり、「倫理規程」もただ単に存在し強制されるだけでは cue にはならないが、「選択の余地」が敢えて設けられることが (「certification choice」のプロセスの存在が)、situational cues となり、その結果、社会規範が活性化され、投資家の信頼性が増大し、経営者の規律付けが適切になされたものと考えられる。つまり、社会的な「選択の余地」自体がオプションとして価値を生み、situational cues として有効に機能するというのがここでの重要なポイントである。このように考えると、SOX 法第 406 条が、「倫理規程」設置自体の強制規定で

25 筆者が作成。

はなく、(選択の余地が残されていることを前提とした)「倫理規程」選択に関する開示の強制規定であるという点については、一定の評価が出来るだろう。

また、逆に第2は、「倫理規程」強制の逆効果である。すなわち、Treatment 2の「Present」条件では、投資家の信頼性と経営者の互惠性いずれもがベンチマークより減少している点も注目に値する。ここで、つまり、「倫理規程」が存在し、かつそれが経営者に一律強制されるという「Present」条件が、「倫理規程」自体が存在しない「No code」条件よりも悪い結果をもたらしてしまっているのは何故だろうか。この点について、Davidson and Stevens (2013)は、社会の期待(相手プレイヤーに対する期待)により説明している。すなわち、もし仮に、「倫理規程」が存在するのにもかかわらず、それが強制に過ぎない結果、経営者の行動が伴わない(経営者が誠実に振る舞わない)としたら、投資家の経営者に対する「期待」(「倫理規程」が存在するから、経営者は誠実に振る舞うだろうという予想。ゲームの中で言えば、経営者が多く戻してくれるだろうから、自分はより多く投資しようという行動)は、裏切られていくことになる。とすると、裏切られた投資家は、より投資しなくなってしまう。投資家が投資額を減少させるとすると、他方、経営者は、更に誠実に振る舞わなくなる(戻し額・戻し割合をより減少させていく)ことが予想される。そして、そのような経営者行動が、更なる裏切りを生み、悪循環に陥ってしまうという状況が、treatment 2のような実験結果を生み出した理由であると考えられる。これに対して、ベンチマークの「no code」条件では、そもそも相手に対する「期待」が存在しないことから、このような悪循環は生まれないものと考えられる。このように考えると、現行制度では、「倫理規程」の設置強制はなされていないものの、もし仮にそのような「設置強制規定」が導入されてしまうとすれば、制度の「意図せざる帰結」(逆効果)が発生してしまうことが、実験結果からは予想される。

このように、実験研究の強みは、様々な制度のパフォーマンスを直接的に比較・評価することが出来る点にあり、この点、現実の制度設計に対しても大きな役立ちがあるといえる。特にアーカイバル分析と異なり、現実に存在しない仕組みでさえも、事前的に制度比較の土俵に乗せ、分析をすることが出来るという点が、実験研究の重要な強みのひとつであると言える。

IV 研究と実務との間の「距離感」と実験研究

前節までの実験研究のサーベイを承けるかたちで、次に本節では、当初に掲げた問題意識のひとつである研究と実務との間にある「距離感」問題について述べる。

先に述べた通り、筆者の見るところ、コーポレート・ガバナンスを巡る研究と実務と

の間には、微妙な「距離感」があるように思われる。具体的には、実務サイドが研究サイドに感じる違和感や不信感が、そのような「距離感」を生み出しているのかもしれない。

まず、実務サイドが研究サイドに感じる違和感としては、たとえば、①「コーポレート・ガバナンスかくあるべし」という規範的議論への違和感（たとえば、「会社とは株主のものである（べきである）」「会社とは従業員のものである（べきである）」といった規範的なニュアンスのこもった言明に対する違和感）であったり、また、②一般性・普遍性と個別性・具体性との間のアンバランスさに対する違和感（実務サイドにとって、コーポレート・ガバナンスとは、自社や自社の属する産業に関する個別具体的な議論でもあり、しかし他方で一般的普遍的な議論でもあるため、その辺のバランスが取りづらい領域であるが、そのバランスがとれていない研究に対して持つ違和感）等が考えられる。

また、実務サイドが研究サイドに感じる不信感としては、具体的にはたとえば、(様々な政策が取られているにも関わらず) 企業不正等がなくなる現状や、いわゆる「制度の失敗」が起きてしまっている現状に対しての研究サイドに対する無力感や不信感であるかもしれない。

では、(このような実務サイドが研究サイドに感じる違和感や不信感を起源とする) 両者の「距離感」を埋めていくためには、研究サイドは、一体どうしたらよいのだろうか。

結論的には筆者は、以下の3点を考慮していくことが重要になるものと考えている。まず第1は、(違和感①に対応して)「かくあるべし」という規範的議論からの脱却である。より具体的には、「規範」から、データでの「説明」を重視することが、まずもって研究サイドには求められるだろう。また第2は、(違和感②に対応して) 一般的傾向と個別具体性のバランスを重視することである。より具体的には、現場に則した具体性を持ちつつも、かつ仕組みのことももある(広く一般性を有している)というバランス感覚が研究サイドに求められる。また第3は、(不信感に対応して) 制度設計への具体的・積極的な関与を進めると共に、より現実的な人間観に則した制度設計を行うことである。特に近年の「制度の失敗」は、伝統的な経済理論では予期できなかった仕組み自体の欠陥である可能性があり、この点、伝統的な経済理論が前提としてきた「合理的経済人モデル」に対しても疑問の声が投げかけられている。そこで、積極的に制度設計に関与するとしても、このような「合理的経済人モデル」から脱却し、より現実の人間(「限定合理性」や「非合理性」を有する人間)に則した理論をもとにした制度設計がな

26 勿論、監査期待ギャップの解消において議論されるように、実務サイドでも検討すべき 이슈はあるかもしれない(たとえば、実務サイドで、研究サイドへの更なる理解を深める努力を行うこと等)。

される必要があるといえる²⁷。

以上のように、「距離感」を埋めていくためには、研究サイドとしては、上述の3つの点を考慮していく必要があると思われるが、更に踏み込んで考えるに、これら3点を考慮していくには、より具体的には一体どうしたらよいだろうか。

この点に関して、結論的には筆者は、実験会計研究が実務と研究とを繋ぐ架け橋になりうる可能性があると考えている。ここで重要なのは、実験研究そのものが有する優位性である。すなわち、社会科学における実験研究は、主に以下の3つの優位性を有する(清水・河野編(2008)、田口(2011, 2013 a)、上枝・田口(2012))。

まず(1)人間の行動データや心理データから仮説を検証することが出来る点が挙げられる。これは、先の3つ全ての点と関係する。すなわち、実験研究は、あくまでデータでの「説明」を重視しているという点で、第1の点(データでの説明重視)に適うし、また、現実の人間に則したデータ検証により制度を考える点で、第3の点(より現実的な人間観に則した制度設計)にも適う。また、マクロ的な制度を扱いつつも、その検証をミクロ的な現実の人間心理に注目して行うという点で第2の点(バランス)にも適う²⁸。

また、(2)事前検証性を有するという点が、実験研究の優位性として挙げられる。すなわち、たとえばアーカイバル実証研究は、現実世界のデータがないとその有用性を検証することが出来ないが、実験研究は、現実世界のデータがなくても実験室内に仮想の「制度」を設計し、そこでの人間の振る舞いや「意図せざる帰結」を観察することで、制度分析や制度間比較を行うことが可能になる。よって、第3の点(制度設計)におい

27 この点については、大垣・田中(2014)第11章もひとつ参考になる。

28 なお、この第2の点については、「実験研究は、あくまで仮想状況での意思決定や帰結をみているにすぎないから、個別具体性は有しないのではないか」という批判もあるかもしれないが、この点に関しては、筆者は以下のように4点の反批判を考えている。①まず実験研究は、確かに仮想状況の中での意思決定をみているが、特に経済実験では、被験者のインセンティブを、謝金等により厳格にコントロールした上で現実世界に近いレベルに引き上げる工夫をしているため、個別具体的な人間行動とは大きな方向性は外していないと考えられること。②また、確かに実験研究は、現実を抽象化した設定のもとでの人間行動や制度の帰結を観察するため、現実そのものと全て同様の状況で意思決定をさせるわけではないのだが、しかし、あくまで現実の中で最も重要なものに焦点を絞った抽象化を行っているため、現実の人間行動や制度の帰結とはそれほど大きな差異はない(少なくとも、個別具体性を決定的に捉え損ねているとはいえない)と考えられること。および、重要な要因がいくつかあるとしても、それらの影響を(1つの実験の中に全て放り込んでしまうのではなく)複数の実験により1つ1つ検証し証拠を積み重ねていくことで、現実の個別具体性に対してもインプリケーションを引き出すことは不可能ではないこと。③実験研究でも、近年はいわゆるラボ実験だけでなく、より現実世界に近い被験者や状況下で行うフィールド実験というものも存在するため、ラボ実験とフィールド実験を上手く使い分け、かつ連携させていくことで個別具体性は担保しうる可能性があること。④実験研究で用いる仮説形成や、結果の現実への当てはめの段階において、他の方法論との連携を図ることで、個別具体性は担保しうる可能性があること。なお、この「他の方法論との連携」という点に関連して、筆者が最近注目しているのは、フィールドリサーチ、なかでも現実世界への介入を行うアクション・リサーチ(三矢 2002)や「臨床知」(科学的な知識と実践的な知識とを結びつける知識)を重視する「臨床会计学」(澤邊 2013)である。これらの方法論と上手く融合することで、実験研究においても、個別具体性は十分担保されるものと考えられる。

て、実験研究は大きな力を有しているといえる。また、第1の点(データでの説明重視)に関しても、これまで「かくあるべし」と掲げられてきた規範的な「理想状態」についても分析の俎上に載せることが出来るという点でも、実験研究は大きな力を有していると考えられる。

最後に(3) エッセンスを捉えて分析することが得意であるという点が挙げられる。すなわち、実験研究の中でも、経済モデルをベースにその均衡を検証することを目的とするタイプの実験(「経済実験」)であれば、Iで挙げた「そもそも論」に戻って(「そもそもガバナンスとは」という問題提起に戻って)議論したとしても、根源的な問題に対処することが出来る。実験の前提となるのが経済モデルであり、またそれが現実のエッセンスを抽象化することが出来るなら、根源的な問題にアタックすることも可能となるからである。これは第1および第3の点と大きく関連すると思われるが、「そもそも論」を、データによりこれまでとは異なるかたちで、しかも因果関係にまで遡って議論することが出来るというのが実験研究の大きな強みと言えよう。

以上のように、実験会計研究の3つの優位性を踏まえると、実験会計研究は、実務と研究とを繋ぐ架け橋となる可能性があり、両者の間の「距離感」を埋めることに大きく貢献する可能性がある。²⁹

V むすびにかえて

本稿の議論は、以下の5点に纏めることが出来る。

- ①コーポレート・ガバナンスの適法性の観点についての実験研究としては、たとえば、内部統制監査に関する研究や、会計倫理に関する研究があること。
- ②これらの実験研究は、主に「経済実験」、すなわち、経済モデルの均衡を前提にした、仕組みに関する実験であること。
- ③コーポレート・ガバナンスにおける研究と実務との「距離感」は、実務サイドが研究サイドに感じる違和感(「かくあるべし」という規範的議論への違和感や、一般性・普遍性と個別性・具体性との間のアンバランスさに対する違和感)や不信感(制度の失敗)にその原因があること。

29 なお、米国会計学会の監査セクションにおけるトップジャーナルにおいて、Carcello et al. (2011)も、今後、コーポレート・ガバナンス研究において実験が極めて重要となるであろうことを示唆している。但し、Carcello et al. (2011)は、実験といえども、いわゆる「心理実験」を想定しており、「経済実験」を前提に議論している本稿とは、立場や発想が異なる(同床異夢である)点にはくれぐれも留意されたい。ここで、社会科学における「経済実験」や「心理実験」については、上枝・田口(2012)や田口(2013a)などを参照のこと。

- ④その「距離感」を埋めるためには、研究サイドとしては、3つの点（規範ではなくデータによる説明へ、一般的傾向と個別具体性のバランスを重視、より現実の人間に則した制度設計）を考慮していく必要があると思われること。
- ⑤更に、そのような3点を上手く考慮出来る手法としては、3つの優位性（実際の人間の行動・心理データから仮説検証可能、制度の事前検証が可能、エッセンスの分析が得意）を有する実験研究が挙げられること。

以上を踏まえた今後の展望は、以下の2つである。

- ①今後は、コーポレート・ガバナンスに関する根源的な問題を常に意識しつつも、モデルと実験とを上手く融合させて、個別具体的な制度設計の問題にアタックしていくこと（マクロ会計政策³⁰の実験比較制度分析の進展）
- ②実務と研究とが上手く融合するような研究を目指すこと。具体的には、実験の検証仮説形成や、実験結果の解釈について、実務的な視点を常に意識しつつ行うこと。

記 その1 筆者の新しい研究の端緒となる本稿を、折れない心を有す研究者であった大事な親友故吉町昭彦氏に捧げる。

記 その2 本稿は、「第1回コーポレート・ガバナンス・シンポジウム」(2014年3月20日、同志社大学東京オフィス)での研究報告およびパネル討議の内容に大幅に加筆修正したものである。パネル討議の座長を務めた太田康広先生(慶應義塾大学)、パネリストの岸田雅雄先生(早稲田大学)、中野誠先生(一橋大学)、および、当日質問くださった多くの研究者・実務家の方々に心より御礼申し上げる。また本稿は、科学研究費補助金基盤研究C(研究課題番号:25380627)、挑戦的萌芽研究(研究課題番号:23653118)、若手A(研究課題番号:24683015)の研究成果の一部である。

References

- Aoki, M. (2001) *Towards a Comparative Institutional Analysis*, MIT Press (瀧澤弘和・谷口和弘訳(2001)『比較制度分析に向けて』NTT出版).
- Aoki, M. (2010) *Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance and Institutions*, Oxford University Press. (谷口和弘訳(2011)『コーポレーションの進化多元性: 認知・ガバナンス・制度』NTT出版).
- 青木昌彦・奥野正寛編(1996)『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会.
- 青木昌彦(2014)『青木昌彦の経済学入門 - 制度論の地平を広げる -』ちくま新書.
- Berg, J., J. Dickhaut, and K. McCabe. (1995) Trust, reciprocity, and social history. *Games and Economic Behavior*, 10: 122-142.
- Camerer, C. F. (2003) *Behavioral Game Theory*, Princeton University Press.
- Carcello, J. V., D. R. Hermanson, and Z. Ye (2011) Corporate Governance Research in Accounting and Auditing: Insights, Practice Implications, and Future Research Directions, *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 30(3): 1-31.
- Davidson and Stevens (2013). Can a Code of Ethics Improve Manager Behavior and Investor Confidence? An

30 マクロ会計政策については、たとえば山地編(2002)を参照。

- Experimental Study, *The Accounting Review*, 88(1) : 51-74.
- 深尾光洋・森田泰子 (1997) 『企業ガバナンス構造の国際比較』日本経済新聞社.
- 原田保秀 (2012) 『会計倫理の視座』千倉書房.
- 広田真一 (2012) 『株主主権を超えて』東洋経済新報社.
- 伊藤秀史 (2005) 「企業とガバナンス」伊丹敬之・藤本隆宏・岡崎哲二・伊藤秀史・沼上幹編『企業とガバナンス (リーディングス 日本の企業システム第Ⅱ期第2巻)』有斐閣.
- 加護野忠男・砂川伸幸・吉村典久 (2010) 『コーポレート・ガバナンスの経営学 - 企業統治の新しいパラダイム-』有斐閣.
- 神田秀樹・小野傑・石田晋也編 (2011) 『コーポレート・ガバナンスの展望』中央経済社.
- 菊澤研宗 (2004) 『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣.
- 岸田雅雄 (2012) 『ゼミナール会社法入門 (第7版)』日本経済新聞出版社.
- 小林秀之・高橋均編 (2013) 『コーポレート・ガバナンスにおけるソフトローの役割』中央経済社.
- 河野勝編 (2005) 『制度からガバナンスへ』東京大学出版会.
- Kuang, Xi. and D. V. Moser (2009) Reciprocity and the Effectiveness of Optimal Agency Contracts, *The Accounting Review*, 84(5) : 1671-1694.
- 三矢裕 (2002) 「管理会計システム導入の研究手法：トライアングレーションとアクションリサーチの有効性」『学習院大学経済学論集』39(1) : 61-68.
- 宮島英昭編 (2011) 『日本の企業統治』東洋経済新報社.
- 中林真幸・石黒真吾編 (2010) 『比較制度分析・入門』有斐閣.
- Nakano, M. and P. Nguyen. (2012) Board Size and Corporate Risk-Taking: Further Evidence from Japan. *Corporate Governance: An International Review*, 20(4) : 369-387.
- 日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム・パフォーマンス研究会編 (2001) 『コーポレート・ガバナンスと企業パフォーマンス - 変わりつつある日本企業のガバナンス-』白桃書房.
- 大垣昌夫・田中沙織 (2014) 『行動経済学 - 伝統的経済学との統合による新しい経済学を目指して-』有斐閣.
- 太田康広 (2013) 「戦略的監査論における内部統制テスト」日本会計研究学会特別委員会編『監査論における現代的課題に関する多面的な研究方法についての検討 (最終報告)』第3章, 33-49.
- Patterson, E. R. and J. R. Smith (2007). The effects of Sarbanes-Oxley on auditing and internal control strength. *The Accounting Review*, 83(2) : 427-455.
- 澤邊紀生 (2013) 「臨床会計学の構想」『原価計算研究』37(1) : 16-28.
- Schneider, A., A. A. Gramling, D. R. Hermanson, and Z. Ye. (2009). A review of academic literature on internal control reporting under SOX. *Journal of Accounting Literature*, 28 : 1-46.
- 清水和巳・河野勝編. (2008) 『入門政治経済学方法論』東洋経済新報社.
- 田口聡志 (2009) 「『国際会計基準へのコンバージェンスの流れ』はいずれ崩壊するか? : 企業会計のメカニズム・デザイン研究序説」『同志社商学』61(3) : 24-46.
- 田口聡志 (2010) 「内部統制監査制度の比較制度分析 - 内部統制監査制度生成を巡る人間心理とその動態に係る分析的物語アプローチ-」『経済論叢』京都大学経済学会, 184(3) : 113-129.
- 田口聡志 (2011) 「制度と実験：会計基準のグローバル・コンバージェンス問題を題材として」『社会科学』同志社大学人文科学研究所, 41(3) : 1-29.
- 田口聡志 (2012) 「こころと制度の実験検証：実験比較制度分析が切り拓く新たな会計研究の地平」『税経通信』第67巻第15号 (2012年12月号), 税務経理協会, 25-32.
- 田口聡志 (2013 a) 「管理会計における実験研究の位置付けを巡って」『管理会計学』21(1) : 33-48.
- 田口聡志 (2013 b) 「会計教育制度のデザインとジレンマ：グローバル・コンバージェンス問題と会計教育の実験比較制度分析に向けて」『同志社商学』65(3) : 23-58.
- 田口聡志 (2013 c) 「内部統制監査制度に関する心理実験の整理」日本会計研究学会特別委員会編『監査論における現代的課題に関する多面的な研究方法についての検討 (最終報告)』第9章, 112-124.

- 田口聡志 (2014) 「会計基準のコンバージェンスにおける「基準作りの基準」問題の位置づけを巡って：
相関均衡モデルの再検討」『同志社商学』65(5)：195-217.
- 田口聡志・上條良夫 (2012) 「監査制度の生成に関する実験比較制度分析 -米国型監査システムは経営
者を誠実にするか-」『企業会計』64(1)：140-147.
- 田口聡志・福川裕徳・上枝正幸 (2013) 「内部統制監査制度のパフォーマンスに関する実験研究に向け
て：内部統制監査制度は、監査リスクを低下させるか？」日本会計研究学会特別委員会編『監査論
における現代的課題に関する多面的な研究方法についての検討 (最終報告)』第11章, 159-190.
- Taguchi, S., M. Ueeda., K. Miwa., and S. Mizutani. (2013) "Economic Consequences of Global Accounting
Convergence: An Experimental Study of a Coordination Game," *The Japanese Accounting Review*, 3: 103
-120.
- 武井一浩 (2013) 『対談集 企業法制改革論Ⅱ コーポレート・ガバナンス編』中央経済社.
- 上枝正幸・田口聡志 (2012) 「監査と実験：総論」日本会計研究学会特別委員会編『監査論における現代
的課題に関する多面的な研究方法についての検討 (中間報告)』第6章, 70-77.
- 山地秀俊編 (2002) 『マクロ会計政策の評価』神戸大学経済経営研究所研究叢書 No.58.
- 柳川範之 (2006) 『法と企業行動の経済分析』日本経済新聞社.